

仕 様 書

- 1 件名
令和6年度公用自転車の賠償責任保険に関する協定
- 2 賠償責任保険加入対象車両
兵庫県が管理・使用する普通自転車等
ただし、団体等に貸与又は運転管理を委託するなど知事が加入の必要がないと認めた自転車は除く。
- 3 台数
1, 410台（内訳は別表のとおり）
- 4 保険（契約）期間
令和6年10月1日午後4時から令和7年10月1日午後4時まで
- 5 保険種類及び補償内容
 - (1) 保険の種類
損害賠償責任保険
 - (2) 補償内容
兵庫県が管理・使用する普通自転車等で、第三者に対して法律上の損害賠償責任（対人・対物賠償責任）を負った場合に、その賠償金を補償するものとする。
 - (3) 対人・対物共通填補限度額
1事故あたりの補償限度額 5,000万円（免責なし）
 - (4) 保険金の種類
 - ア 法律上の損害賠償金
 - イ 争訟費用
 - ウ 損害防止軽減費用
 - エ 緊急措置費用
 - オ 協力費用
 - (5) 付帯する特約等
 - ア 対人事故が発生した場合に、治療費用や慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用等を補償する特約（被害者対応費用、被害者治療等費用等の名称が使用されている特約）
 - イ 基本補償の対象となる損害賠償請求が発生した場合等に、被保険者が事故対応のために支出した費用を補償する特約（事故対応特別費用、初期対応費用、訴訟対応費用等の名称が使用されている特約）
- 6 保険料の支払
 - (1) 入札価格をもって契約金額とする。
 - (2) 保険料は一括払いとする。
 - (3) 確定契約方式とし、保険期間中における自転車車両の増加及び減少にかかる保険料は精算不要とする。
- 7 契約（加入手続き）及び保険証書の管理
総務部、企画部、財務部、県民生活部、危機管理部、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林水産部、環境部、土木部、まちづくり部、企業庁、病院局、教育委員会事務局及び警察本部（以下「各部局」という。）が、各所有台数について契約（加入手続）を行い、保険証書の管理を行う。

8 事故処理対応等の条件

(1) 事故受付及び対応

保険加入車両の事故について、祝日及び休日を問わず1日24時間体制で受付体制を確立し、速やかに初期対応を行うとともに、担当者名、連絡先、初期対応状況等の報告書を事故発生所属（以下「発生所属」という。）に提出すること。

(2) 事故処理状況の報告等

事故の内容や処理進捗状況などは、いつでも迅速に回答できるよう情報管理をすること。

また未解決案件の処理状況については、発生所属へ定期的に（保険（契約）期間終了後は、年2回以上）報告すること。当該保険（契約）期間に発生し受付けた事故については、契約期間終了後も示談が終結するまで責任をもって対応し、全ての処理が完了した時は、ただちに、管財課に完了報告書を提出すること。

(3) 相手方損害資料等の提出

県が求めるときは、交通事故証明書、相手方の損害の明細、損傷箇所を明示した相手方車両の写真等の書類を提出すること。

(4) 示談案の提出

相手方と示談内容の合意があった場合には、示談書案及び過失割合の根拠となる資料を発生所属に提出し、その指示を受けること。示談書案には県側の過失割合にかかわらず事故当事者双方の損害額、過失割合、賠償責任額を明示すること。

(5) 事故処理手順書案の提出

事故発生時における迅速な対応及び事務の円滑化を図るため、発生所属向けの事故処理手順書案を管財課に提出すること。

9 その他の事項

(1) 本仕様に定めのない事項又は協定後疑義が生じた場合は、管財課と協議して決定するものとする。

(2) 協定書による締結後、各部局と契約（加入手続）を行うこととする。

(3) 原則として自らが直接本契約に係る義務を履行するものとする。ただし、自己の責任において事務手続きを履行する指定代理店を置くことができるものとする。

(4) 当契約により知り得た兵庫県の業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この規定は本契約終了（解除）後も適用する。

別表

所 属	自転車 管理台数	所 属	自転車 管理台数
総務部	13	環境部	4
企画部	0	土木部	59
財務部	24	まちづくり部	23
県民生活部	2	企業庁	5
危機管理部	2	病院局	9
福祉部	35	教育委員会事務局	194
保健医療部	55		416
産業労働部	15	警察本部	473
農林水産部	81	部 局 計	1,410